公益財団法人 北九州産業学術推進機構 専門家登録要項

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「FAIS」という。）では、ロボットや DX に関する相談をワンストップで対応する窓口（以下、「ワンストップ相談窓口」という。）の運営にあたり、市内の中小企業や小規模事業者へのDX推進に関する支援にご協力いただける「専門家」を募集しています。

1. 事業概要

FAIS ロボット・DX 推進センターでは、地域企業の生産性向上や産業の高度化を図ることなどを目的として、地域企業のロボット導入や DX（業務のデジタル化、製品高度化や新たな価値創出など）推進についてワンストップで支援を行っています。

ワンストップ相談窓口では、産業用ロボット導入や DX 推進等に取り組む北九州市内の中小企業や小規模事業者に対して、専門家を派遣し、それらの支援を行います。

2. 募集

募集する職：

DX 推進において必要な IT 等の専門知識・経験をお持ちの方

例）AI、IoT、クラウドサービス（SaaS、PaaS、IaaS 等）、ERP、Fintech、XR（AR、VR、MR）、サイバーセキュリティ、センサー、通信、SI（システムインテグレーション）、経営、BPR、金融、会計、財務、労務、知財、法務、生産管理、マーケティング、プロジェクトマネジメント

業務内容：

北九州市内の中小企業や小規模事業者からの相談内容に基づき、コーディネータが策定した支援計画書に沿って、専門家としての支援を行っていただきます。

業務の流れ：

① 相談者の相談内容に応じて、適切と思われる専門家を FAIS が選定し、派遣を打診
② 派遣専門家は、支援計画書に沿って支援を実施（支援内容に応じて、最大 4 回）
③ 支援実施後、報告書（所定の様式）を事務局に提出
④ 支援計画書内全ての派遣対応および相談者への事後面談終了後、謝金の支払い

3. 応募資格　次の条件をすべて満たす者。

① 北九州市内の支援先事業者への訪問支援に対応できる者。なお、訪問支援を基本としつつ、必要な場合にはオンラインによる面談又は打合せに対応できる者。
② DX 推進において必要となる専門知識を有する者。
③ 中小企業者等に対し、中立的な視点から助言、支援が可能な者。

④ 定期的に開催する専門家 Meetup に、年間１回以上現地参加できる者。なお、「現地参加」とは北九州市内で開催される会合の会場において参加することをいう。

4. 条件

- 期間：登録完了日から令和9年３月 31 日まで
- 時間：平日９時 00 分から 17 時 00 分の時間帯で対応
- 謝金：28,500 円/回（消費税、交通費含む）

5. 応募方法

※本制度は北九州市内企業への訪問支援を基本としているため、支援活動及び専門家 Meetup への現地参加に対応可能な方を対象とします。

専用フォームよりお申込みください。

専門家登録フォーム

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdCOHF6HlZ1oyPhJ5AdNx3MhRGfoU3X8-zGTIKyPekFsZcKKA/viewform

6. 募集期間

令和８年４月１日～令和９年１月 29 日

※応募状況その他の事情により、募集期間中であっても募集を終了又は一時休止する場合があります。

7. 審査の流れ

事務局で申込内容の確認を行った後、合格者には面接日時の調整をメールもしくは電話で行います。不合格者にはメールで通知します。

その後、オンライン面談にて業務内容の説明および意思確認を行ったうえで、正式登録となります。

8. 応募に当たっての注意事項

- 本応募にかかり取得した応募者の個人情報については選考目的のみに使用します。
- 申込内容について、内容を証明する書類を提出していただく場合があります。
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）と判明した場合は、他の審査内容のいかんにかかわらず不合格となります。なお、最終合格決定者にあたって、必要な官公庁へ照会を行う場合があります。また、応募書類の内容に虚偽があると判明した場合、合格を取り消す場合があります。
- 専門家登録後、下記に該当する場合は専門家登録の取り消しを行う場合があります。

- 3.応募資格を満たさなくなった場合
- 事務局・コーディネータとのコミュニケーションを円滑に行うことが困難と認められる場合
- その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合
- 心身の故障のために支援業務に堪えられないと認められる場合
- 社会的に違法・不適切と認められる行為があった場合

9. お問合せ先

FAIS ロボット・DX 推進センター　担当：片脇
E-mail：iipc@ksrp.or.jp

付則

要項の改正は、令和8年11月 6 日から施行する。